

JASSO 平成30年度給付型奨学金推薦基準

宮城県柴田高等学校

給付型奨学金推薦者選考に関する申し合わせ事項

第1 申込資格について

- 1 独立行政法人日本学生支援機構が示す、以下の(1)～(3)のいずれかに該当、(4)を満たし給付奨学金の対象となる大学等に進学を希望している者。
 - (1) 家計支持者が個人住民税(市町村税)所得割を課せられていないこと(奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること)
 - (2) 生活保護を受給していること(奨学金申込日現在において保護費を受給していること)
 - (3) 社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)上の措置として社会養護施設等に入所等していること(又はしていることが見込まれる)こと
 - (4) (1)～(3)に該当する証明書等を提出している者
- 2 (1)～(3)においては優先順位を設けず同等とみなす

第2 推薦者選考及び選考基準について

- 1 第1の1の(1)～(3)に該当し申込があった者の選考は、次の選考委員により選考会議で行う。
選考委員 教頭・主幹教諭・教務部長・3学年所属教職員
- 2 独立行政法人日本学生支援機構が定める推薦枠数の者を選考する。第2の3～6に基づき、選考枠から外れた生徒には上位2名まで順位をつける。ただし、社会養護を必要とする生徒等については、推薦枠に関わらず推薦することができる。
- 3 選考会議直近までの評定平均が「3,0」以上かつ1・2年の評定で1を有さないこと。学業成績・評定平均がより良好である者を推薦する。
- 4 特別な事情がある場合を除いて在校期間中の欠席数が少なく、生活態度が良好で、進学後も高い学習意欲を持って取り組めると認められる者。
- 5 進学の意欲や目的、進学後の将来設計が明確であり、将来良識ある社会人として貢献できる人物と見込まれる者。
- 6 特別活動および課外活動等が充実しており、良好な成績を収め、将来その活躍が期待される者。

第3 その他の申し合わせ

- 1 推薦選考後、選考された者は辞退することはできない。やむを得ない理由により、辞退する場合は、選考枠から外れた順位上位の者から選考する。
- 2 推薦基準は公表し、選考結果は各生徒および保護者に通知する。